

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年10月6日(2023.10.6)

【公開番号】特開2022-24982(P2022-24982A)

【公開日】令和4年2月9日(2022.2.9)

【年通号数】公開公報(特許)2022-024

【出願番号】特願2021-35134(P2021-35134)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00(2006.01)

10

H 04 N 21/235(2011.01)

H 04 N 21/431(2011.01)

G 06 Q 50/00(2012.01)

【F I】

G 06 F 13/00 550 A

H 04 N 21/235

H 04 N 21/431

G 06 Q 50/00 300

【手続補正書】

20

【提出日】令和5年8月22日(2023.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

動画に対して入力されたコメントを受信する第1手段と、

30

受信したコメントの全てを前記動画に重畠して表示させるか、受信したコメントの一部のみを前記動画に重畠して表示させるか、の判定を行い、受信したコメントの一部のみを前記動画に重畠して表示させると判定された場合に、受信したコメントのそれを、前記動画に重畠して表示させるコメントと、そうでないコメントと、に分類する第2手段と、

前記動画を表示させる第3手段と、

前記動画に重畠して表示させるコメントとして分類されたコメントを前記動画に重畠して表示させる第4手段と、を備えるシステム。

【請求項2】

前記第2手段は、時間当たりのコメント量に応じて、前記判定を行う、請求項1に記載のシステム。

40

【請求項3】

前記第1手段が受信したコメントをフィルタリングする手段を備え、

前記第2手段は、時間当たりのフィルタリング後のコメント量に応じて、前記判定を行う、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記第2手段は、

前記判定を行うか否かの指定を受け付け、

前記判定を行うとの指定を受け付けた場合には前記判定を行い、

前記判定を行わないとの指定を受け付けた場合には、受信したコメントの全てを前記動画に重畠して表示させることとする、請求項1乃至3のいずれかに記載のシステム。

50

**【請求項 5】**

前記第2手段は、

前記動画のうち、第1区間に表示されるコメントについては、前記判定を行い、

前記動画のうち、第2区間に表示させるコメントについては、その全てを前記動画に重畠して表示させることとする、請求項1乃至3のいずれかに記載のシステム。

**【請求項 6】**

前記第1区間および前記第2区間は、前記動画の配信者によって指定される、請求項5に記載のシステム。

**【請求項 7】**

前記第4手段は、前記動画に重畠して表示させるコメントとして分類されたコメントを前記動画に重畠して表示させ、そうでないコメントとして分類されたコメントを動画表示領域とは異なるコメント欄に表示させる、請求項1乃至6のいずれかに記載のシステム。

**【請求項 8】**

前記第4手段は、前記動画に重畠して表示させるコメントとして分類されたコメントを前記コメント欄にも表示させる、請求項7に記載のシステム。

**【請求項 9】**

前記動画を配信する動画配信サーバと、

前記動画に対して入力されたコメントを配信するコメント配信サーバと、

前記動画および前記コメントを受信して表示する端末と、を備え、

前記第1手段は、前記コメント配信サーバに設けられ、

前記第2手段は、前記コメント配信サーバまたは前記端末に設けられ、

前記第3手段および前記第4手段は、前記端末に設けられる、請求項1乃至8のいずれかに記載のシステム。

**【請求項 10】**

前記第1手段は、前記端末から前記コメントを受信する、請求項9に記載のシステム。

**【請求項 11】**

前記動画配信サーバが前記動画を前記端末に配信し、前記コメント配信サーバが前記コメントを前記端末に配信することにより、前記端末には、前記動画と、前記動画に重畠して表示させるコメントとして分類されたコメント、が表示される、請求項9または10に記載のシステム。

**【請求項 12】**

動画に対して入力されたコメントを受信する第1手段と、

受信したコメントの全てを前記動画に重畠して表示させるか、受信したコメントの一部のみを前記動画に重畠して表示させるか、の判定を行い、受信したコメントの一部のみを前記動画に重畠して表示させると判定された場合に、受信したコメントのそれぞれを、前記動画に重畠して表示させるコメントと、そうでないコメントと、に分類する第2手段と、

前記コメントを配信する第3手段と、を備えるコメント配信装置。

**【請求項 13】**

コンピュータを、

動画に対して入力されたコメントを受信する第1手段と、

受信したコメントの全てを前記動画に重畠して表示させるか、受信したコメントの一部のみを前記動画に重畠して表示させるか、の判定を行い、受信したコメントの一部のみを前記動画に重畠して表示させると判定された場合に、受信したコメントのそれぞれを、前記動画に重畠して表示させるコメントと、そうでないコメントと、に分類する第2手段と、

前記コメントを配信する第3手段と、として機能させるコメント配信プログラム。

**【請求項 14】**

第1手段が、動画に対して入力されたコメントを受信し、

第2手段が、受信したコメントの全てを前記動画に重畠して表示させるか、受信したコ

10

20

30

40

50

メントの一部のみを前記動画に重畠して表示させるか、の判定を行い、受信したコメントの一部のみを前記動画に重畠して表示させると判定された場合に、受信したコメントのそれぞれを、前記動画に重畠して表示させるコメントと、そうでないコメントと、に分類し、

- 、  
第3手段が、前記コメントを配信する、コメント配信方法。

10

20

30

40

50